

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において都道府県計画で記載すべき事項		本計画における対応(章)
必須	都道府県設定区域の設定	第6章
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第6章
必須	子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	第6章
必須	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
必須	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	第6章
必須	特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	第6章
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	第3章
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第6章
任意	教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	第6章
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	第10章

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

本計画（大阪府子ども計画）は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画としての性格を有しています。同法に基づき国が示した基本的な指針において、記載すべきとされている事項について記載しています。

1. 都道府県設定区域の設定

基本的な指針において、都道府県における就学前の子どもの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域として都道府県設定区域を設定することとされています。

大阪府における区域については、市町村をまたがる広域利用や近隣市町村による共同事務処理の状況を踏まえ、府と市町村で設置している圏域会議のブロック割である7ブロックを都道府県設定区域として設定します。

ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、幼稚園、保育所、認定こども園等の認可・認定にあたって十分に配慮します。

大阪府が設定する都道府県設定区域

区域	市町村名
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み及びその提供体制

大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとします。

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
大阪市	7年度	13,198	37,304	50,502	68,828	4,557	5,821	11,556	11,142	11,281	12,999
	8年度	11,689	37,810	49,499	70,301	4,503	6,066	12,769	11,738	11,230	13,698
	9年度	10,465	38,378	48,843	71,227	4,415	6,553	12,819	13,043	12,784	15,111
	10年度	9,057	40,316	49,373	71,668	4,392	6,683	13,151	13,369	13,117	15,505
	11年度	8,005	42,709	50,714	72,345	4,351	6,805	13,484	13,682	13,480	15,909
堺市	7年度	5,999	10,971	16,970	22,552	1,307	1,758	3,581	3,236	3,818	3,825
	8年度	5,560	11,010	16,570	22,030	1,281	1,767	3,705	3,256	3,745	3,850
	9年度	5,153	10,593	15,746	22,030	1,259	1,767	3,632	3,256	3,721	3,850
	10年度	4,776	10,269	15,045	22,030	1,238	1,767	3,570	3,256	3,650	3,850
	11年度	4,426	10,005	14,431	22,030	1,220	1,767	3,506	3,256	3,586	3,850
北摂	7年度	16,599	24,380	40,979	55,672	3,093	3,497	7,930	7,235	8,176	8,353
	8年度	15,266	24,599	39,865	54,626	3,094	3,566	8,215	7,533	8,293	8,641
	9年度	14,198	24,795	38,993	54,797	3,092	3,615	8,356	7,844	8,539	8,990
	10年度	13,203	25,021	38,224	54,557	3,054	3,636	8,396	7,928	8,615	9,080
	11年度	12,444	25,544	37,988	54,718	3,033	3,595	8,391	7,976	8,642	9,135

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (0歳児)		3号認定 (1歳児)		3号認定 (2歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計							
北河内	7年度	8,277	14,312	22,589	28,646	1,697	2,111	4,431	4,127	4,663	4,715
	8年度	7,893	14,018	21,911	28,760	1,676	2,114	4,352	4,152	4,657	4,739
	9年度	7,542	13,892	21,434	28,600	1,673	2,114	4,329	4,158	4,602	4,745
	10年度	7,142	13,586	20,728	28,767	1,658	2,108	4,296	4,158	4,559	4,745
	11年度	6,910	13,465	20,375	28,759	1,646	2,108	4,253	4,158	4,526	4,745
中河内	7年度	5,773	10,189	15,962	18,600	1,136	1,272	2,898	2,753	3,304	3,271
	8年度	5,560	9,917	15,477	18,339	1,123	1,261	2,902	2,797	3,276	3,291
	9年度	5,410	9,714	15,124	18,349	1,114	1,258	2,866	2,853	3,270	3,301
	10年度	5,258	9,539	14,797	18,383	1,108	1,261	2,844	2,868	3,232	3,300
	11年度	5,144	9,446	14,590	18,383	1,100	1,261	2,824	2,868	3,213	3,300
南河内	7年度	3,566	7,148	10,714	13,481	901	1,030	1,975	1,763	2,272	2,142
	8年度	3,315	7,085	10,400	13,543	898	1,048	2,033	1,836	2,197	2,206
	9年度	3,121	7,039	10,160	13,527	890	1,054	2,031	1,859	2,242	2,234
	10年度	3,004	6,931	9,935	13,628	878	1,055	1,921	1,993	2,240	2,253
	11年度	2,869	6,878	9,747	13,156	870	1,105	2,020	1,993	2,227	2,298
泉州	7年度	6,111	11,649	17,760	22,872	1,212	1,655	3,126	3,167	3,580	3,794
	8年度	5,802	11,306	17,108	22,836	1,200	1,658	3,250	3,236	3,470	3,815
	9年度	5,531	10,910	16,441	22,756	1,197	1,649	3,228	3,232	3,577	3,831
	10年度	5,287	10,709	15,996	22,689	1,192	1,648	3,103	3,264	3,529	3,868
	11年度	5,128	10,713	15,841	22,649	1,187	1,645	3,167	3,274	3,494	3,872
府内全域	7年度	59,523	115,953	175,476	230,651	13,903	17,144	35,497	33,423	37,094	39,099
	8年度	55,085	115,745	170,830	230,435	13,775	17,480	37,226	34,548	36,868	40,240
	9年度	51,420	115,321	166,741	231,286	13,640	18,010	37,261	36,245	38,735	42,062
	10年度	47,727	116,371	164,098	231,722	13,520	18,158	37,281	36,836	38,942	42,601
	11年度	44,926	118,760	163,686	232,040	13,407	18,286	37,645	37,207	39,168	43,109

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数

基本的な指針において、認定こども園への移行促進のため、都道府県設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員総数が必要とされる利用定員総数（量の見込み）を超えていたとしても、必要とされる利用定員総数に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることができると示されています。

この「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について、政令市・中核市については各市の子ども・子育て支援事業計画において定めることになっています。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は、認定こども園への移行促進を図るため、政令市・中核市を除く府内市町村が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」として設定を希望する数を集計したものです。

大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」 (令和7年度から令和11年度までの5年間における数)

区域	1号認定	2号認定	3号認定
北摂（高槻市・豊中市・吹田市を除く）	294	994	461
北河内（枚方市・寝屋川市を除く）	145	60	0
中河内（東大阪市・八尾市を除く）	300	36	24
南河内	5,588	5	62
泉州	1,322	362	536
大阪府で定める数	7,649	1,457	1,083

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(参考) 政令市・中核市を含む大阪府全体として定める数

区域	1号認定	2号認定	3号認定
大阪府（再掲）	7,649	1,457	1,083
大阪市	948	1,150	345
堺市	2,172	529	95
東大阪市	2,312	295	151
高槻市	15	0	0
豊中市	0	0	0
枚方市	11,352	7,355	4,855
八尾市	1,910	90	33
寝屋川市	0	0	0
吹田市	0	72	24
大阪府全体として定める数	26,358	10,948	6,586

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

大阪府の都道府県区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は次のとおりとします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
大阪市	幼保連携型	1	0	0	0	0
	それ以外	21	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0
堺市	幼保連携型	0	0	0	0	0
	それ以外	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
北摂	幼保連携型	3	6	7	6	1
	それ以外	2	4	0	0	0
	計	5	10	7	6	1
北河内	幼保連携型	19	27	2	0	0
	それ以外	5	4	0	0	0
	計	24	31	2	0	0
中河内	幼保連携型	0	1	0	0	0
	それ以外	2	0	0	0	0
	計	2	1	0	0	0
南河内	幼保連携型	1	1	2	1	0
	それ以外	3	1	0	0	0
	計	4	2	2	1	0
泉州	幼保連携型	3	3	3	1	0
	それ以外	0	0	1	0	0
	計	3	3	4	1	0
府内全域	幼保連携型	27	38	14	8	1
	それ以外	33	9	1	0	0
	計	60	47	15	8	1

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。

そのために、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

(3) 教育・保育等の一体的提供

子どもが切れ目のない教育・保育等を受けられることができるよう、市町村の教育・保育施設と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）者との連携・接続の取組を支援するとともに、市町村と連携し、利用定員の受入れ枠の確保に努めます。

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

令和6年12月にこども家庭庁より、持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現に向けて「保育政策の新たな方向性」が示されたところです。大阪府としてはこれを踏まえ、後述する人材確保の取組に加えて発達段階に応じた質の高い教育・保育等が提供されることが重要と考えています。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

🎯 全国どこでも質の高い保育が受けられる

👨‍👩‍👧 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される

👥 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
- 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大からの転換**」
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
- 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（続き）

質の高い教育・保育等を提供するためには、保育士、幼稚園教諭等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、大阪府幼児教育センター（注1）による幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした合同研修の実施（注2）や幼児教育に関する調査研究、情報提供などの幼児教育の振興・充実に向けた取組、市町村や関係機関との連携による研修等の実施により、その専門性の向上を図ります。

また、施設設備等の良質な環境の確保も必要となることから、整備を行おうとする市町村や設置者が適切に補助を受けられるよう、大阪府として支援を行います。

（注1）大阪府幼児教育センター

大阪府の幼児教育の拠点として、「幼児教育推進指針」に基づき、幼児教育の主たる担い手である市町村や設置者の理解と協力を得ながら、幼児教育に携わる保育者（幼稚園・保育所・認定こども園等）の資質・能力の向上や、幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、幼児教育の充実に図ることを目的とします。

（注2）合同研修の実施

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、次のような研修を実施します。

- ・ 幼保連携型認定こども園等研修
- ・ 保育技術専門研修
- ・ 幼児教育人権教育研修
- ・ 幼児教育フォーラム
- ・ 幼児教育アドバイザー育成研修等

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

幼児教育推進指針の概要

【基本理念】

児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として
幼児期に「他者への基本的信頼感」「自律性」「自発性」を培う

幼稚園・保育所・認定こども園等の
教育機能の充実

【基本方針】

家庭・地域における
教育力の向上

[1] 幼稚園・保育所・認定こども園等の教育機能の充実

(1) 教育・保育内容の充実

- ア) 教育・保育課程の編成
- イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項
 - 「体力向上の基礎を培う取組」
 - 「食に関する取組」
 - 「協同する経験を重ねる取組」
 - 「規範意識の芽生えを培い育てる取組」
 - 「思考力を育てる取組」
 - 「言葉による伝え合いを大切にす取組」
- ウ) 健康・安全への取組と危機管理体制の整備
- エ) 障がいのある子どもに対するきめ細かな対応の推進
- オ) 海外から帰国した子どもや外国にルーツのある子どもへの支援
- カ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実
- キ) 自己評価等と情報提供の推進

(2) 発達や学びの連続性を踏まえた 幼児教育の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携
- イ) 認定こども園制度の普及・促進
- ウ) 預かり保育の充実

[2] 家庭・地域における教育力の向上

(1) 教育コミュニティづくりの主体的な推進

- ア) 教育コミュニティへの幼稚園・保育所・認定こども園等の参画を促進
- イ) 地域のこどもを地域で育てる取組の推進
- ウ) 地域が学校を支援する取組を進めるため、地域学校協働活動の促進

(2) 保護者の学習機会の充実

- ア) 幼稚園・保育所・認定こども園等が行う各種講座や相談事業等の充実
- イ) 市町村における家庭教育（子育て）に関する多様な学習・交流機会の拡充
- ウ) 地域における家庭教育（子育て）支援のネットワークの拡充

(3) 子育て支援と相談体制の充実

- ア) 園庭開放や子育て相談の実施など、日常的な子育て相談や支援の取組の推進
- イ) 保護者どうしの交流や、子どもと大人との交流活動の充実

(4) 教育・保育等を受ける権利の保障

- ア) 児童虐待や子どもの貧困問題に対する、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策
- イ) スクールソーシャルワーカーの活用や福祉との情報共有、関係機関との連携など、子どもの貧困対策を総合的に推進

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は一時預かりや放課後児童クラブといった地域子ども・子育て支援事業を実施することとなっています。

次のページから示しているものは、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制を、大阪府の都道府県設定区域ごとに集計したものです。

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	7年度	73	73	18,961	20,961	6,777	6,777
	8年度	98	98	19,383	22,565	6,780	6,780
	9年度	123	123	19,915	22,700	6,752	6,752
	10年度	148	148	20,582	23,516	6,734	6,734
	11年度	175	175	21,392	24,217	6,682	6,682
堺市	7年度	14	14	6,450	6,450	11,910	11,910
	8年度	14	14	6,260	6,260	11,532	11,532
	9年度	14	14	6,090	6,090	11,156	11,156
	10年度	14	14	5,940	5,940	10,773	10,773
	11年度	14	14	5,810	5,810	10,400	10,400
北摂	7年度	71	71	16,003	22,090	25,988	24,829
	8年度	127	103	15,987	22,483	27,062	25,518
	9年度	129	108	15,991	22,684	27,913	26,335
	10年度	129	113	15,986	22,838	28,437	26,836
	11年度	129	115	16,042	22,979	28,206	26,747

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(か所)	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)
北河内	7年度	29	31	9,718	10,464	12,771	13,744
	8年度	30	31	9,523	10,359	12,512	13,584
	9年度	31	32	9,381	10,220	12,247	13,362
	10年度	31	32	9,182	10,031	12,072	13,167
	11年度	31	32	9,029	9,889	11,601	12,838
中河内	7年度	10	10	4,910	5,896	9,481	9,559
	8年度	10	10	4,856	5,849	9,643	9,819
	9年度	10	10	4,816	5,820	9,617	10,039
	10年度	10	10	4,767	5,783	9,597	10,199
	11年度	10	10	4,727	5,747	9,536	10,239
南河内	7年度	22	17	3,877	3,942	6,769	7,006
	8年度	22	17	3,807	3,927	6,935	7,039
	9年度	23	17	3,778	3,909	6,901	7,104
	10年度	24	17	3,728	3,877	6,948	7,166
	11年度	26	18	3,686	3,849	6,941	7,291
泉州	7年度	32	32	7,394	10,440	10,251	10,759
	8年度	31	31	7,245	10,231	10,347	10,887
	9年度	31	31	7,158	10,064	10,300	10,865
	10年度	31	31	7,045	9,904	10,197	10,814
	11年度	31	31	6,971	9,009	10,040	10,718
府内全域	7年度	251	248	67,313	80,243	83,947	84,584
	8年度	332	304	67,061	81,674	84,811	85,159
	9年度	361	335	67,129	81,487	84,886	85,613
	10年度	387	365	67,230	81,889	84,758	85,689
	11年度	416	395	67,657	81,500	83,406	84,915

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回/月)	(施設数)	(人日)	(人日)
大阪市	7年度	115,875	106,299	47,062	170	1,464	1,464
	8年度	116,863	116,863	47,252	176	1,451	1,451
	9年度	118,760	118,760	47,550	176	1,450	1,450
	10年度	121,237	121,237	47,313	176	1,449	1,449
	11年度	124,505	124,505	47,223	176	1,460	1,460
堺市	7年度	2,285	2,285	9,865	43	710	710
	8年度	2,220	2,220	9,578	43	720	720
	9年度	2,161	2,161	9,324	43	730	730
	10年度	2,098	2,098	9,094	43	740	740
	11年度	2,038	2,038	8,899	43	750	750
北摂	7年度	76,887	128,943	45,648	103	3,916	1,769
	8年度	78,921	131,047	45,198	103	3,915	2,122
	9年度	80,900	132,166	44,939	107	3,906	3,891
	10年度	83,078	133,324	44,970	107	3,902	3,889
	11年度	85,102	134,533	44,692	107	3,901	3,977
北河内	7年度	34,552	36,261	21,750	52	1,369	1,369
	8年度	33,383	36,209	22,701	52	1,366	1,366
	9年度	32,778	36,159	23,538	53	1,493	1,493
	10年度	31,807	37,537	23,939	53	1,486	1,486
	11年度	31,315	37,484	23,968	53	1,482	1,482

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人回/月)	(施設数)	(人日)	(人日)
中河内	7年度	12,396	16,200	11,778	48	1,314	810
	8年度	12,322	16,200	11,624	48	1,294	810
	9年度	12,272	16,200	11,434	48	1,284	810
	10年度	12,216	16,200	11,291	48	1,264	810
	11年度	12,159	16,200	11,168	48	1,244	810
南河内	7年度	11,931	14,592	14,868	43	632	730
	8年度	11,791	14,750	14,842	43	638	738
	9年度	11,779	14,762	14,928	43	646	747
	10年度	11,752	14,777	14,933	43	644	747
	11年度	11,792	14,839	15,779	44	642	745
泉州	7年度	11,455	18,654	14,020	45	474	483
	8年度	11,284	18,526	14,028	45	485	486
	9年度	11,134	18,479	14,163	45	504	492
	10年度	10,943	18,440	14,118	45	521	498
	11年度	10,822	18,391	14,120	45	533	505
府内 全域	7年度	265,381	323,234	164,991	504	9,879	7,335
	8年度	266,784	335,815	165,223	510	9,869	7,693
	9年度	269,784	338,687	165,876	515	10,013	9,613
	10年度	273,131	343,613	165,658	515	10,006	9,619
	11年度	277,733	347,990	165,849	516	10,012	9,729

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	7年度	721,435	721,435	130,923	130,923	1,639	1,639
	8年度	698,270	698,270	126,835	126,835	1,617	1,617
	9年度	685,036	685,036	122,793	122,793	1,584	1,584
	10年度	671,375	671,375	117,368	117,368	1,548	1,548
	11年度	674,188	674,188	112,179	112,179	1,502	1,502
堺市	7年度	168,400	168,400	18,768	18,768	6,033	6,033
	8年度	176,800	176,800	18,358	18,358	6,033	6,033
	9年度	169,100	169,100	17,893	17,893	6,033	6,033
	10年度	163,700	163,700	17,523	17,523	6,033	6,033
	11年度	159,100	159,100	17,213	17,213	6,033	6,033
北摂	7年度	664,801	1,158,907	143,168	245,885	7,293	7,668
	8年度	649,528	1,150,715	141,609	247,493	7,279	7,690
	9年度	634,162	1,135,937	140,445	247,443	7,272	7,728
	10年度	618,601	1,122,915	139,477	247,984	7,237	7,739
	11年度	613,906	1,117,368	138,405	247,845	7,214	7,756
北河内	7年度	506,809	525,277	60,340	118,779	5,937	5,937
	8年度	517,496	536,819	59,855	119,352	5,887	5,887
	9年度	490,508	509,877	59,618	119,269	5,855	5,855
	10年度	465,757	485,436	59,025	118,606	5,824	5,824
	11年度	449,339	469,311	58,909	118,613	5,789	5,789

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
中河内	7年度	122,066	158,726	99,857	96,591	1,531	1,839
	8年度	121,146	158,234	98,074	96,557	1,517	1,832
	9年度	120,468	157,865	96,964	97,256	1,499	1,821
	10年度	119,775	157,371	95,655	97,950	1,484	1,811
	11年度	119,156	156,850	94,411	101,524	1,469	1,802
南河内	7年度	146,205	163,245	23,729	28,774	2,262	2,364
	8年度	142,367	160,905	23,236	28,365	2,241	2,343
	9年度	140,031	159,478	22,959	28,160	2,202	2,304
	10年度	136,678	157,337	22,622	27,914	2,174	2,276
	11年度	133,981	155,436	22,294	27,667	2,153	2,255
泉州	7年度	185,979	186,699	40,899	44,253	3,827	4,681
	8年度	180,331	181,021	40,459	44,484	3,845	4,734
	9年度	176,699	177,359	39,596	43,723	3,789	4,701
	10年度	172,814	173,445	38,916	43,150	3,716	4,662
	11年度	170,730	171,330	38,019	42,313	3,665	4,631
府内 全域	7年度	2,515,695	3,082,689	517,684	683,973	28,522	30,161
	8年度	2,485,938	3,062,764	508,426	681,444	28,419	30,136
	9年度	2,416,004	2,994,652	500,268	676,537	28,234	30,026
	10年度	2,348,700	2,931,579	490,586	670,495	28,016	29,893
	11年度	2,320,400	2,903,583	481,430	667,354	27,825	29,768

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業	妊婦健診	子どもを守るための 地域ネットワーク 機能強化事業	実費徴収に伴う 補足給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み (人)	量の見込み (人)	量の見込み (人回)	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
大阪市	7年度	18,430	609	245,565	1	1	1
	8年度	18,454	610	245,891	1	1	1
	9年度	18,527	612	246,855	1	1	1
	10年度	18,579	614	247,552	1	1	1
	11年度	18,664	617	248,691	1	1	1
堺市	7年度	4,976	25	69,644	1	1	1
	8年度	4,879	25	68,306	1	1	1
	9年度	4,796	25	67,144	1	1	1
	10年度	4,711	25	65,954	1	1	1
	11年度	4,643	25	65,002	1	1	1
北摂	7年度	12,817	2,439	164,493	8	10	7
	8年度	12,772	2,471	163,937	8	10	7
	9年度	12,724	2,506	163,103	8	10	7
	10年度	12,696	2,540	163,001	8	10	7
	11年度	12,568	2,573	161,548	8	10	7
北河内	7年度	6,525	1,321	91,364	6	6	4
	8年度	6,424	1,322	89,591	6	6	4
	9年度	6,387	1,323	88,489	6	6	4
	10年度	6,319	1,324	87,224	6	6	4
	11年度	6,266	1,325	85,696	6	6	4

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業	妊婦健診	子どもを守るための 地域ネットワー ク機能強化事業	実費徴収に伴う 補足給付事業	多様な主体の 参入促進事業
		量の見込み (人)	量の見込み (人)	量の見込み (人回)	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
中河内	7年度	4,998	170	72,407	2	3	2
	8年度	4,913	170	70,955	2	3	2
	9年度	4,844	170	69,825	2	3	2
	10年度	4,783	170	68,733	2	3	2
	11年度	4,724	170	67,832	2	3	2
南河内	7年度	3,104	306	35,431	6	7	3
	8年度	3,096	301	35,548	6	7	3
	9年度	3,047	295	35,027	6	7	3
	10年度	3,018	291	34,826	6	7	3
	11年度	2,948	287	34,038	6	7	3
泉州	7年度	5,241	843	68,368	8	10	5
	8年度	5,121	894	67,077	8	10	5
	9年度	5,051	940	65,788	8	10	5
	10年度	4,948	984	64,732	8	10	5
	11年度	4,865	1,026	63,642	8	10	5
府内 全域	7年度	56,091	5,713	747,272	32	38	23
	8年度	55,659	5,793	741,305	32	38	23
	9年度	55,376	5,871	736,231	32	38	23
	10年度	55,054	5,948	732,022	32	38	23
	11年度	54,678	6,023	726,449	32	38	23

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成支援事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	7年度	5,682	5,682	700	700	159	159
	8年度	5,614	5,614	700	700	160	160
	9年度	5,556	5,556	700	700	162	162
	10年度	5,491	5,491	700	700	162	162
	11年度	5,422	5,422	700	700	163	163
堺市	7年度	34	34	0	0	32	32
	8年度	33	33	0	0	32	32
	9年度	32	32	0	0	32	32
	10年度	31	31	0	0	32	32
	11年度	31	31	0	0	32	32
北摂	7年度	23,362	10,725	497	459	3,794	3,008
	8年度	23,351	14,080	491	497	3,794	3,768
	9年度	23,340	16,494	488	517	3,792	3,768
	10年度	23,333	18,913	482	514	3,792	3,768
	11年度	23,320	23,726	475	511	3,790	3,768
北河内	7年度	3,744	3,744	85	20	444	439
	8年度	3,855	3,855	85	25	445	445
	9年度	3,903	3,903	85	85	441	441
	10年度	3,953	3,953	84	84	436	436
	11年度	4,003	4,003	84	84	432	432

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

区域	年度	子育て世帯訪問支援事業		児童育成支援拠点事業		親子関係形成支援事業	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		(人日)	(人日)	(人)	(人)	(人)	(人)
中河内	7年度	2,466	1,516	160	15	87	87
	8年度	2,428	1,758	156	15	87	87
	9年度	2,380	1,750	153	15	87	87
	10年度	2,332	1,992	150	15	87	87
	11年度	2,284	1,984	147	15	87	87
南河内	7年度	2,237	2,358	235	195	246	248
	8年度	2,205	2,322	241	241	240	252
	9年度	2,168	2,276	235	235	233	245
	10年度	2,133	2,246	230	230	228	240
	11年度	2,099	2,214	226	226	222	234
泉州	7年度	2,133	2,133	159	159	152	152
	8年度	3,952	3,952	157	157	246	246
	9年度	3,889	3,889	155	155	242	242
	10年度	5,155	5,155	154	154	237	237
	11年度	5,142	5,142	153	153	234	234
府内全域	7年度	39,658	26,192	1,836	1,548	4,914	4,125
	8年度	41,438	31,614	1,830	1,635	5,004	4,990
	9年度	41,268	33,900	1,816	1,707	4,989	4,977
	10年度	42,428	37,781	1,800	1,697	4,974	4,962
	11年度	42,301	42,522	1,785	1,689	4,960	4,950

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行う等の連携の推進方策

基本的な指針において、都道府県は、市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めることとされています。

大阪府としては、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」に基づき、運営費（施設型給付費及び地域型保育給付費並びに私立保育所に係る委託費等を含む。以下同じ。）の事務処理状況等について、市町村監査を実施し、必要な助言や措置を講じることとしています。引き続き、市町村監査を実施するとともに、市町村から大阪府への相談事案に適切に対応し、必要に応じて市町村が子ども・子育て支援法に基づき実施する確認監査に、大阪府が児童福祉法若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により実施する施設監査を併せて実施することにより連携を図っていきます。

- (2) 児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村との連携方策

基本的な指針において、都道府県は、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用はもとより、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と都道府県間での連携が図られるよう方策を定めることとされています。

大阪府においては、児童福祉法に基づく市町村への通知の積極的な運用や基本的な情報の周知などにより、市町村域を超えた預かり保育事業や認可外保育施設等の利用がしやすくなるよう取り組んでいきます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態

大阪府では、幼稚園・保育所・認定こども園等における人材確保の状況を把握するため、令和6年3月に「大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査」を実施し、主な調査結果を以下に示しています。

➤ 求人数に対する充足率と人材確保の状況

求人数に対する充足率が100%以上の施設は56.9%（100%が46.3ポイント、101%以上が10.6ポイント）にとどまっており、前回調査時（5年前）と比較すると67.6%より10.7ポイント減っています〔図1〕。

また、人材確保については正規職員・非正規職員・新卒者すべてにおいて、確保しにくいと答えている割合が前回調査より高くなっています〔図2〕。

➤ 学生の就職先の見つけ方と職員採用の有効な募集方法

保育士養成施設の学生の就職先の見つけ方については、「学校の紹介」「就職説明会への参加」「実習等への参加」の割合が高くなっています。〔図3〕。

また、保育施設が有効と考える正規職員採用の募集方法については、「大学等の養成施設からの紹介」の割合が最も高く、次いで「合同就職説明会」となっています〔図4〕。

➤ 行政に期待する支援

保育士養成施設が、学生が保育所等で働き続けるために行政に期待する支援については、「職員の給与の向上を図るための支援」の割合が最も高く、次いで「返還免除のある就学資金貸付」「高校生へのアプローチ（保育体験学習など）」となっています〔図5〕。

また、私立保育所・幼稚園・認定こども園等が職員の確保・離職防止のために行政に期待する支援については、「職員の処遇改善」の割合が最も高く、次いで「養成機関への働きかけ」となっています〔図6〕。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(1) 保育士等確保の実態（続き）

➤ 保育施設職員の働きたい理由と離職理由

保育施設職員が働きたい理由については、「職場の雰囲気や人間関係の良さ」の割合が最も高く、次いで「結婚や出産・子育てに対する協力体制がある」「休暇の取りやすさ」「通勤時間、通勤のしやすさ」となっています〔図7〕。

また、離職理由については「職員間の人間関係」が最も高く、次いで「出産・子育て」「勤務時間・勤務日数の過重、休暇の取りにくさ」「給与」となっています〔図8〕。

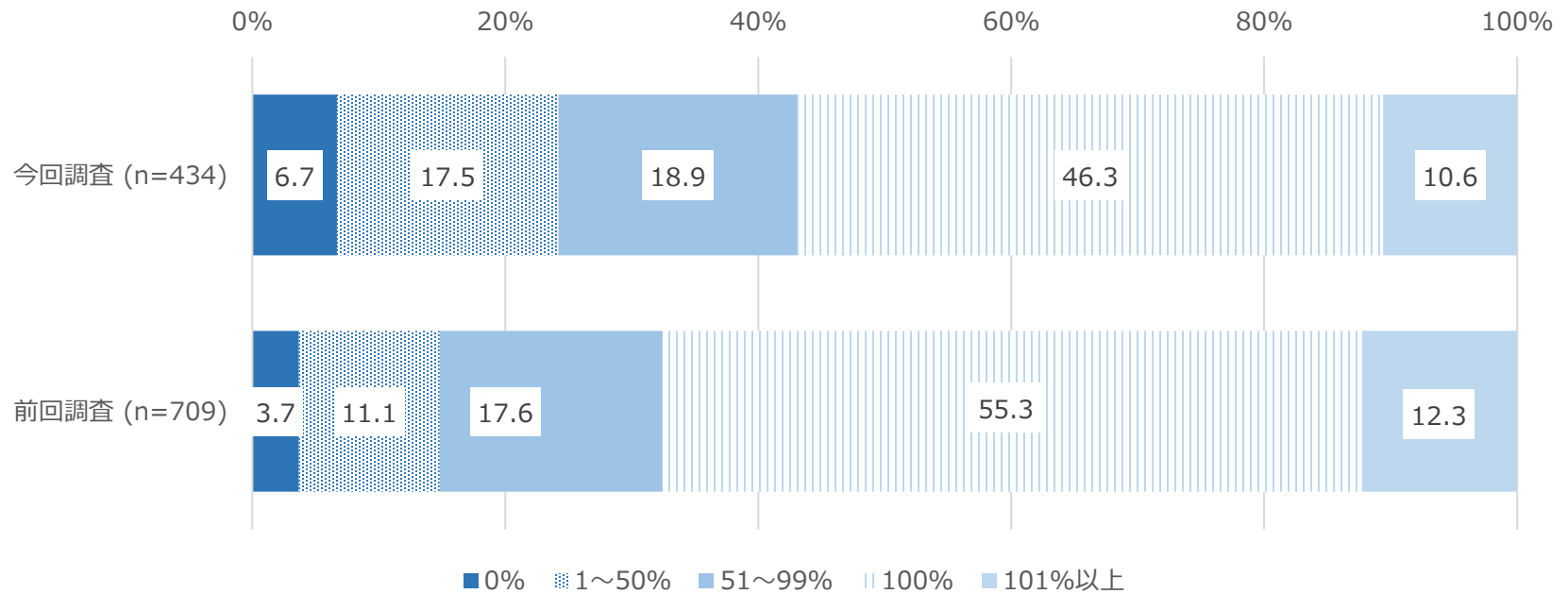
➤ 保育士等資格取得見込み者が、今後保育士・幼稚園教諭・保育教諭として働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること〔保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人〕〈前回調査より追加〉

保育士等資格取得見込み者が、今後保育士・幼稚園教諭・保育教諭として働き続けるにあたっての不安がある場合に希望することについては、「職場の人間関係が良好であること」の割合が最も高く、次いで「将来的な十分な報酬を得て、生計を立てられること」「将来、仕事と子育てなどの家庭生活の両立ができること」「保護者への対応に不安がないこと」「十分な指導を受けたり、相談したりすることができること」となっています〔図9〕。

➤ 保育士登録者が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたって有効と考える支援〔現在、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いていない人〕

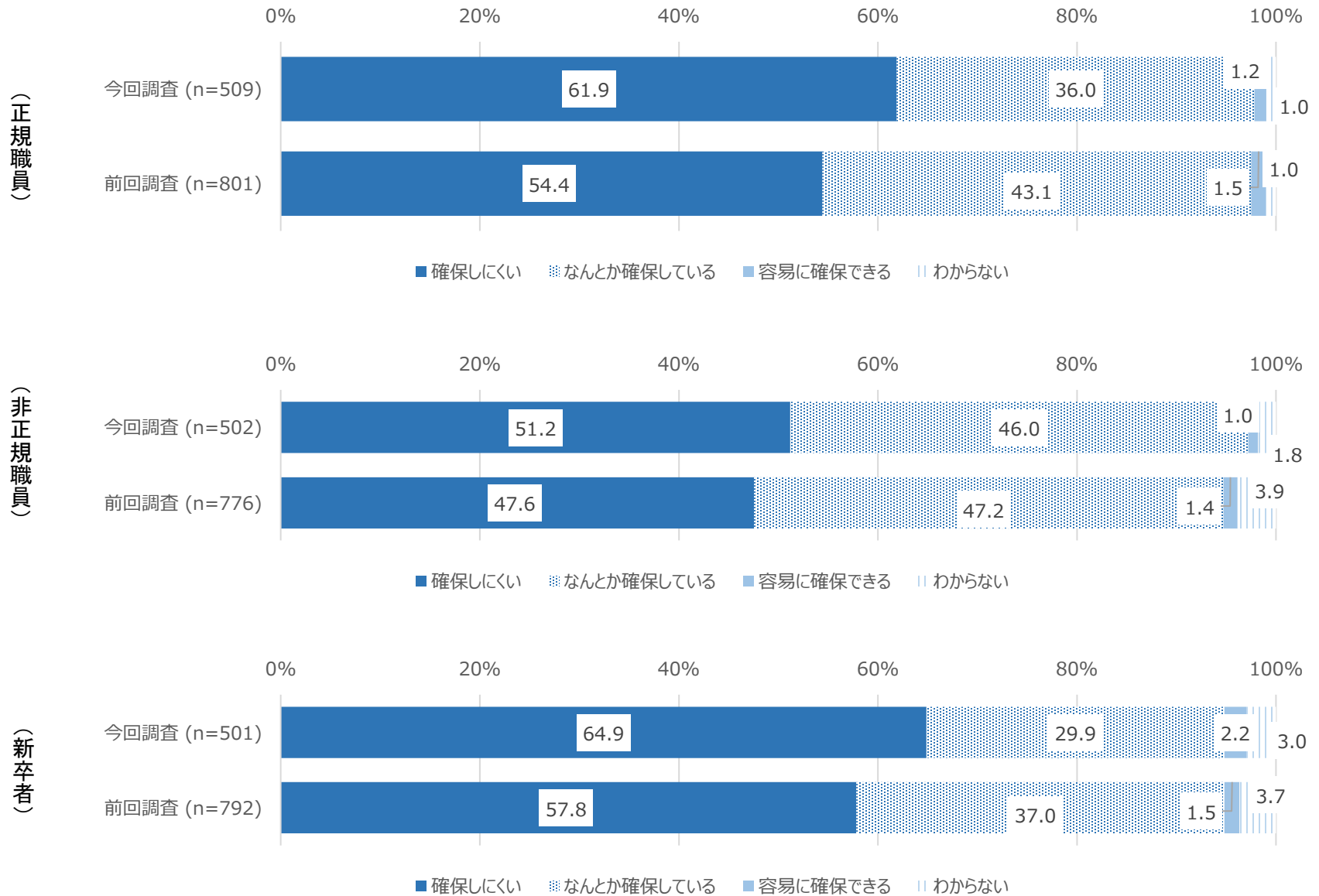
現在、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いていない保育士登録者が保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたって有効と考える支援については、「給与等の処遇改善」「労働負担の軽減」「産休・育休・時短・年休等の子育てとの両立支援」の割合が高くなっています〔図10〕。

【図1：求人数に対する充足率】

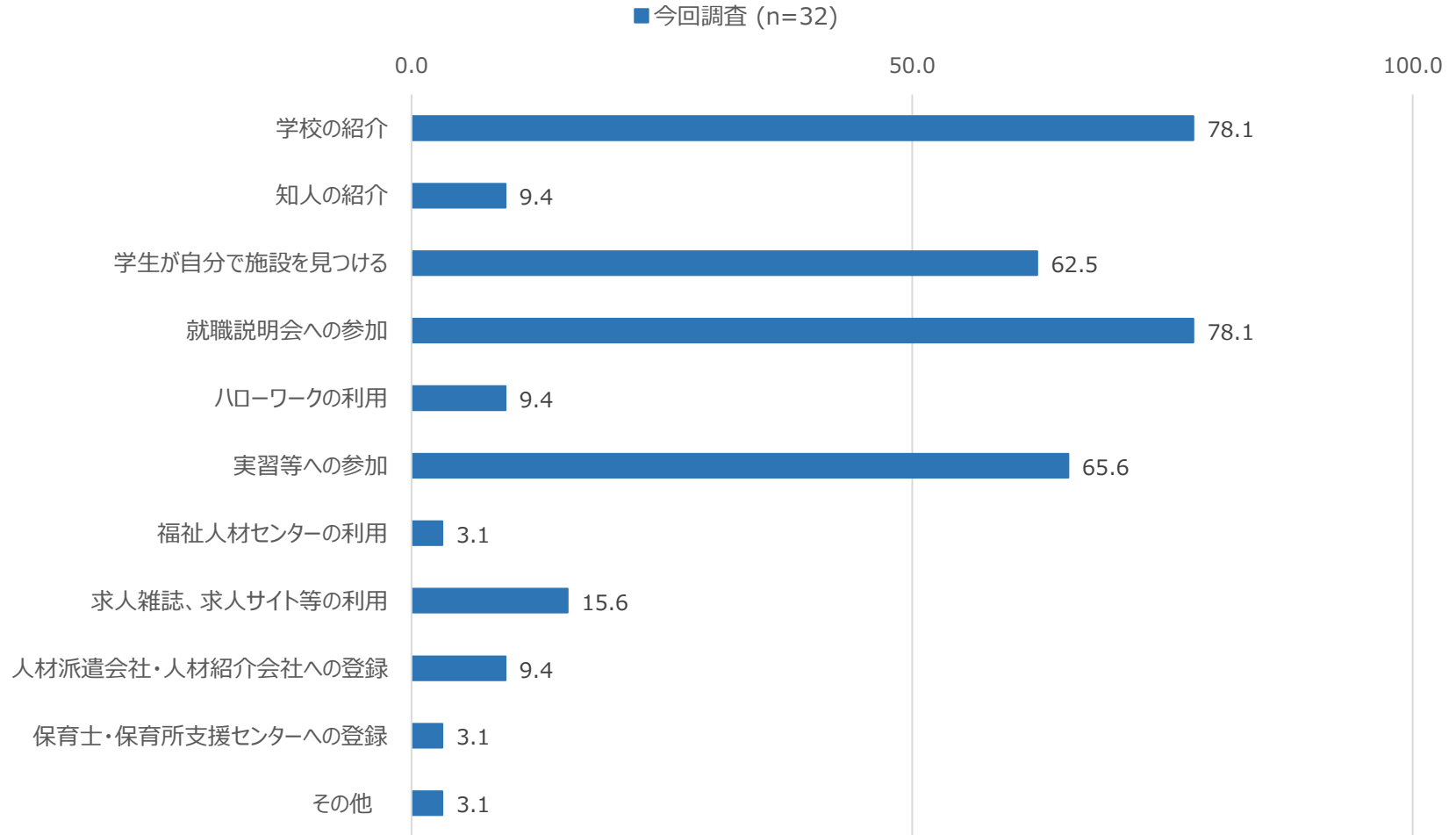


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図2：人材確保の状況〕

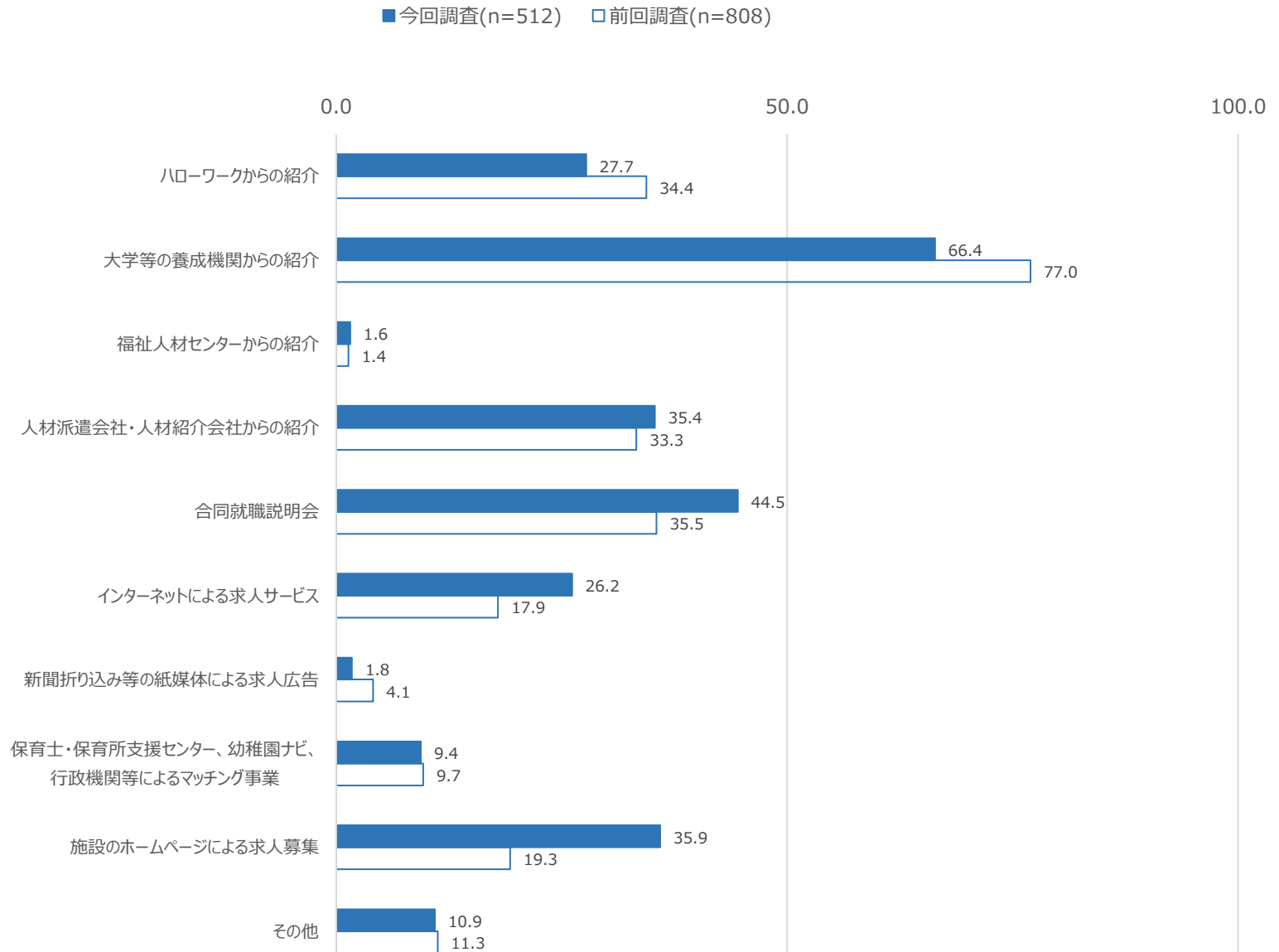


[図3: 学生の就職先の見つけ方]

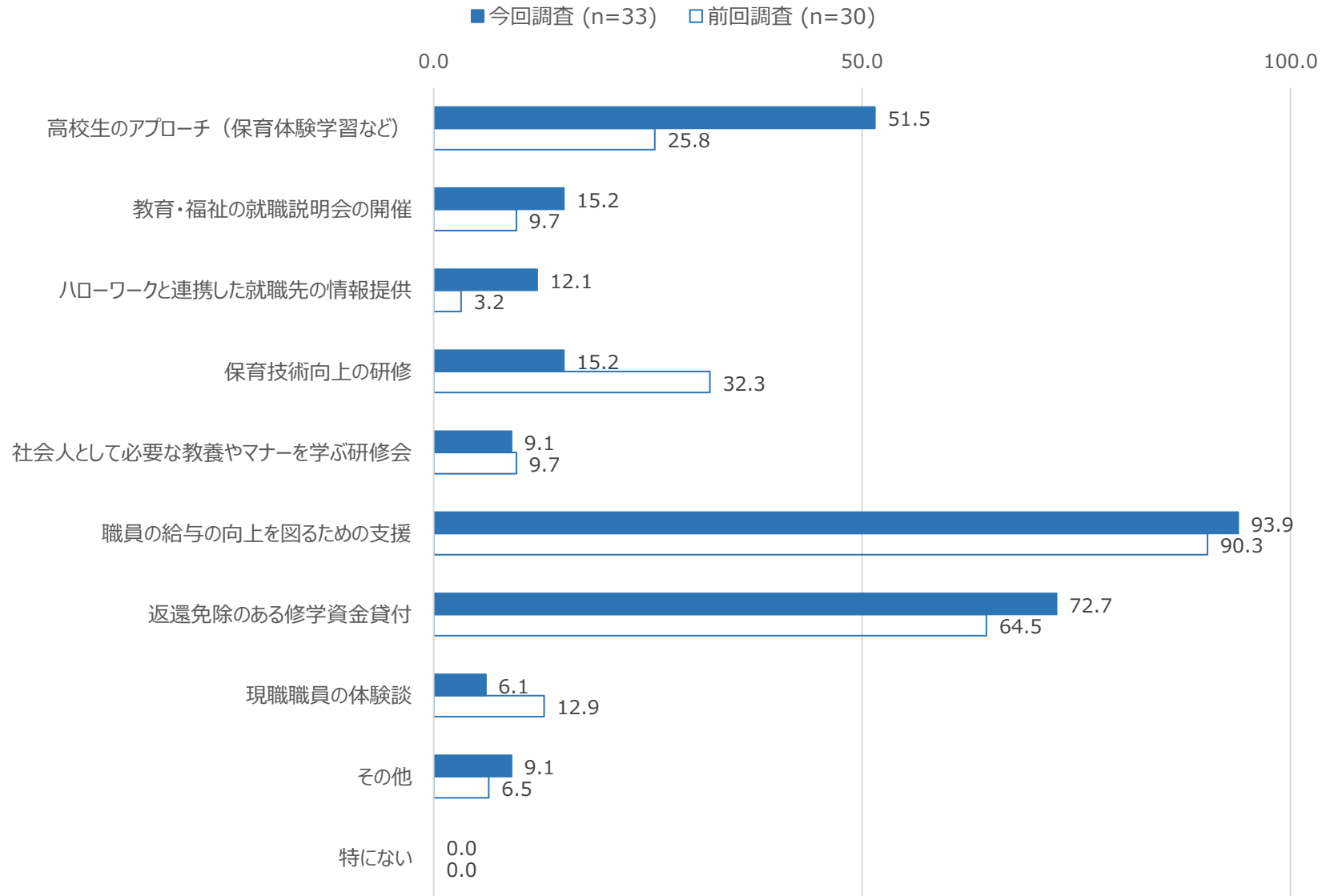


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

〔図4：職員採用の有効な募集方法（正規職員）〕

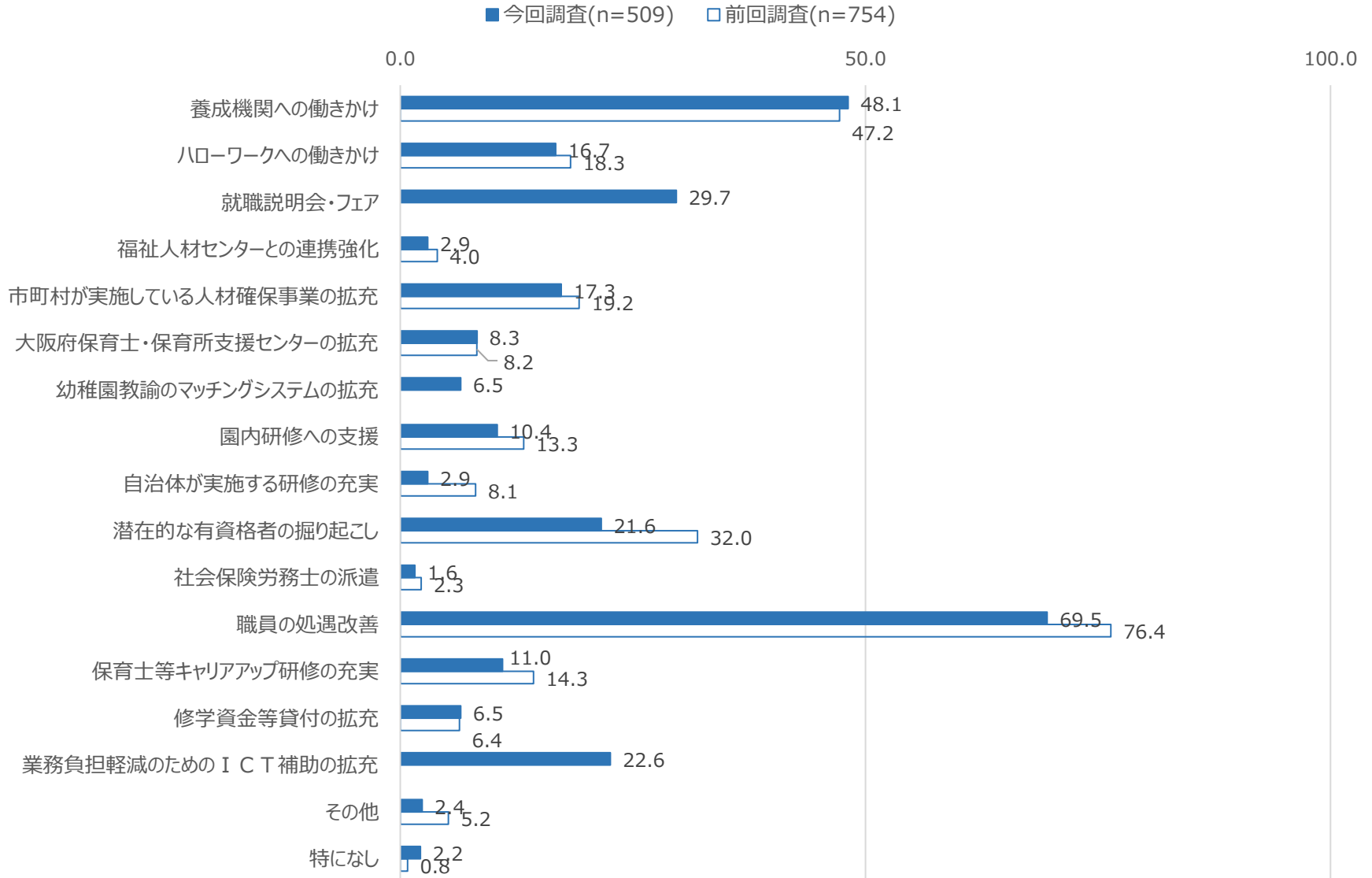


〔図5：学生が働き続けるための行政の支援〕
（養成施設）

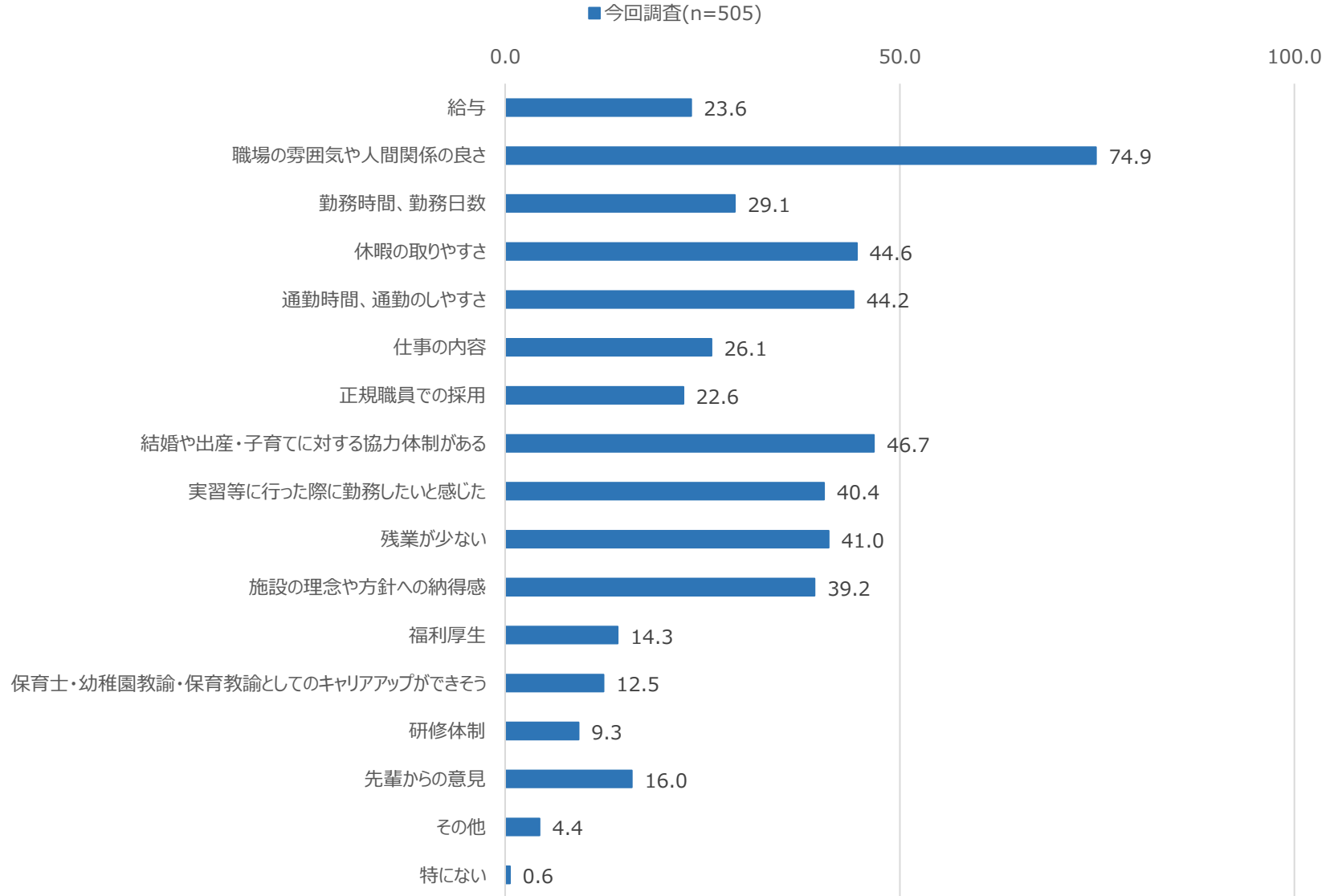


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

【図6：職員の確保・離職防止のために期待する支援】

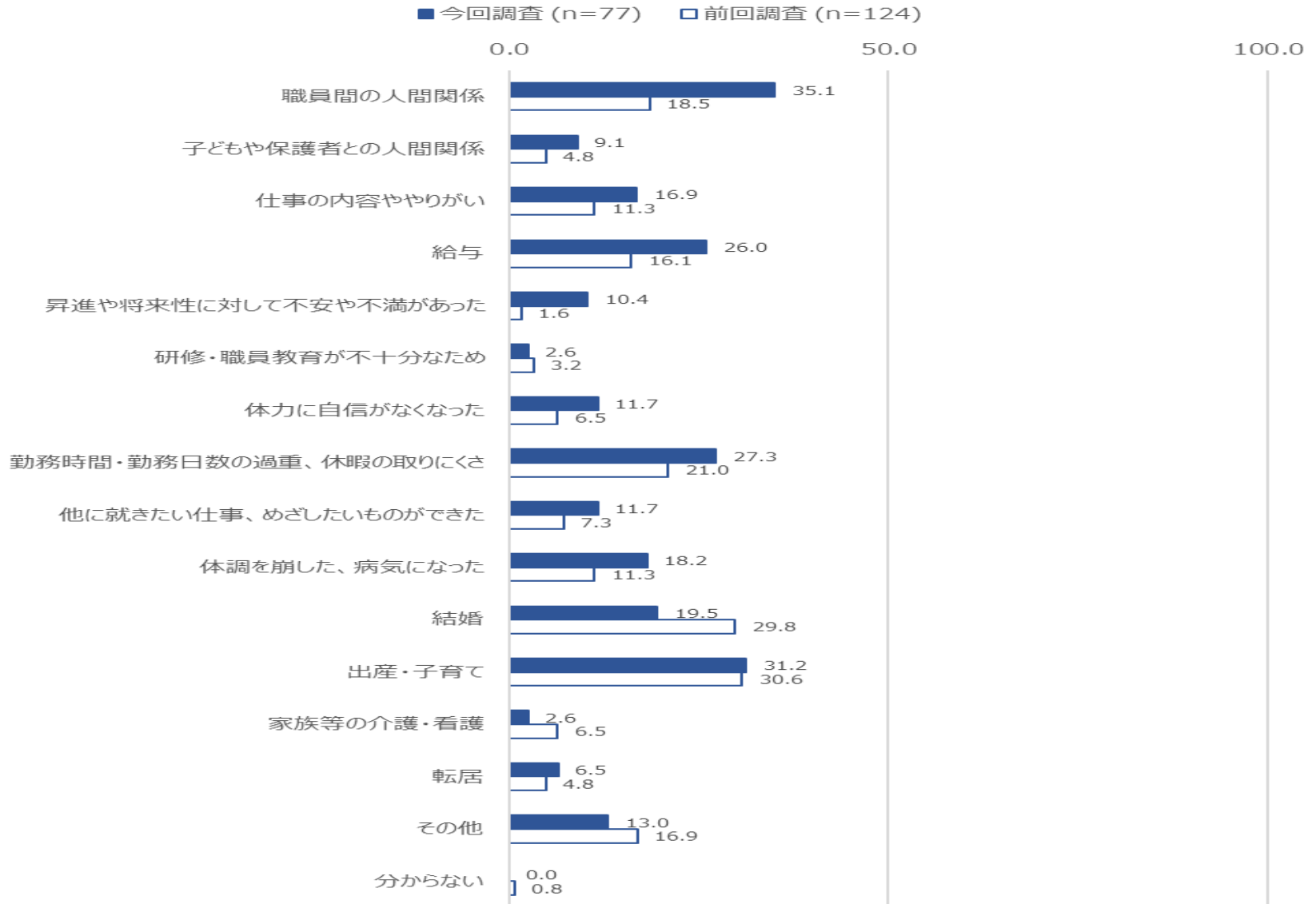


[図7:職員が働きたい理由]

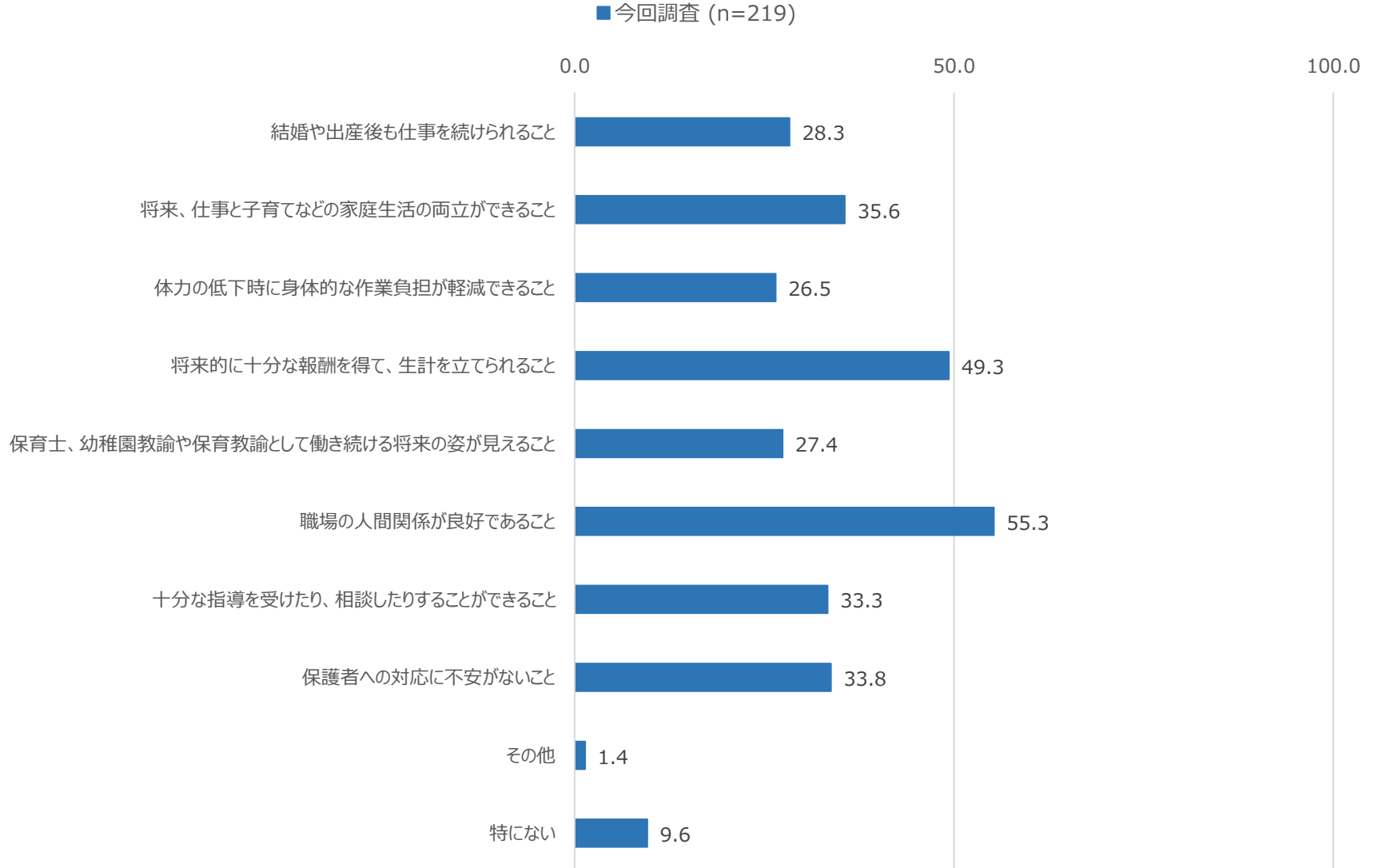


大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

[図8: 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等の離職理由]
(以前に保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等で働いていたことがある人)

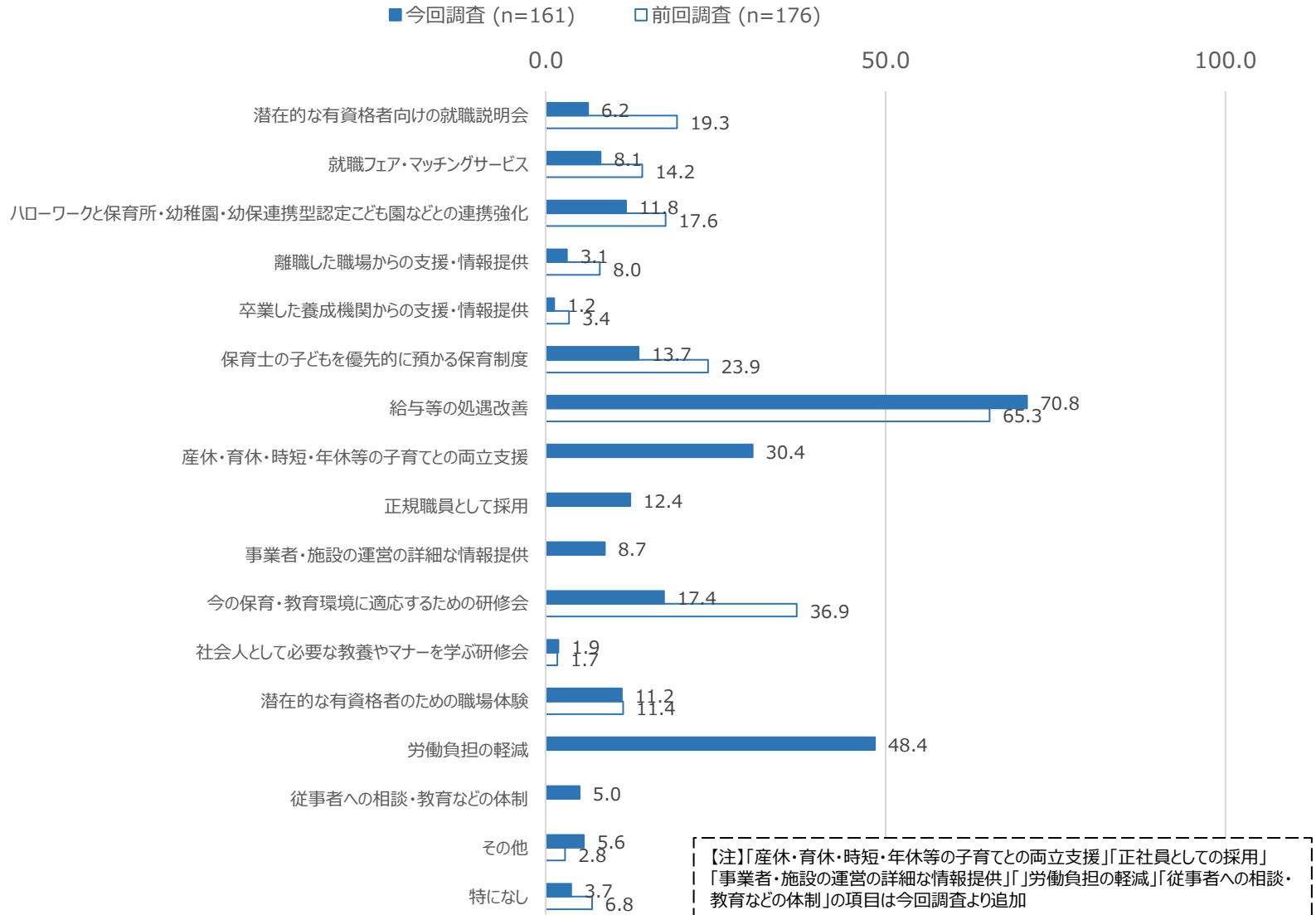


[図9: 今後働き続けるにあたっての不安がある場合に希望すること]
(保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等を就職予定先としている人)



大阪府内の保育所等における保育士等確保のための実態調査【主な調査結果概要】

[図10: 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等に再就職するにあたり有効と考える支援]
(保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園で働いたことがない人)



5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数

厚生労働省が実施する「社会福祉施設等調査」並びに、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定めた「教育・保育の量の見込み及びその提供体制から算出した結果は下記のとおりであり、令和7年度に最大約3,700人の保育士・保育教諭が不足する見込みです。

ア) 供給面（大阪府における現状の職員数からみて将来的に従事しているであろう従事者数）

（単位：人）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	38,886	40,007	41,128	42,250	43,371
幼稚園教諭	5,613	5,565	5,518	5,471	5,425

イ) 供給から需要（実態に応じた数※）を差し引いた数

（単位：人）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	-3,651	-2,909	-2,279	-1,333	-469
幼稚園教諭	196	551	838	1,127	1,336

※保育教諭・保育士については配置基準数×1.90倍（大阪府調査に基づく）

幼稚園教諭については利用児童数×0.091倍（大阪府の利用児童と従事者の実数に基づく）

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(3) 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の養成及就業の促進等に関する事項

教育・保育等を行う者の養成及び就業の促進に向け、次のように取り組んでいきます。

アー1) 有資格保育士等の確保

・地域限定保育士試験の実施

実技試験による通常試験と同時に、保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やします。

・幼保連携型認定こども園で教育・保育等を行う保育教諭の確保

認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後10年間（令和6年度末）から15年間（令和11年度末）に延長されました。幼保連携型認定こども園での保育教諭の確保に向け、資格併有（幼稚園教諭の保育士資格取得及び保育士の幼稚園教諭免許状取得）を促進する「保育教諭確保のための資格等取得支援事業」に取組対象職員の経過措置期間中の併有をめざします。

・地域人材のキャリアパス形成

保育士資格は有しないものの、保育や子育てに支援に関心のある方が保育支援者（※）から子育て支援員を経て保育士へとステップアップする仕組みづくりを推進します。

（※）保育士資格は有しないものの保育士の負担軽減に資する業務や児童の園外活動時の見守り等、保育に関わる周辺業務を行う者

アー2) 勤務保育士等の確保

・保育士・保育所支援センター事業の実施

保育士資格を有しているが、保育所等で就労していない、いわゆる潜在保育士を対象とした就職相談、復職応援セミナーや職場体験等を実施する「保育士・保育所支援センター事業」を推進し、潜在保育士の就職・復職を支援するとともに、市町村やハローワーク等と連携し、保育人材確保に取り組みます。

・施設や養成校との連携による高校生・学生に向けた保育の仕事の魅力発信

大阪府社会福祉協議会が実施する「高校生のための保育の職業体験事業」を活用し、高校生が養成施設での学びと将来の展望をより実感できるよう体験事業参加者向けの特別講義や進学相談会を実施します。

また、施設や養成校と連携し、養成校の学生に向けたインターンシップや就職相談会に取り組みます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(3) 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の養成及就業の促進等に関する事項

イ) 従事者の定着等に向けた取組

保育支援者の活用により保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業や保育士の専門性向上や人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。

また、施設型給付等においては、処遇改善等加算の拡充などの更なる見直しにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の一層の改善に取り組みます。

合わせて、風通しのよい職場づくりに関する勉強会等を実施し、施設の離職防止の取組を支援します。

これらの施策に取り組むことにより、今後5年間で約3,100人の保育人材の供給に繋がっていきます。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

【確保見込み数】

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
毎年度取組数	623	612	612	612	612
類型数	623	1, 235	1, 848	2, 460	3, 072

上記の人数が確保された後の不足数は下記のとおりとなり、令和11年度末には保育教諭・保育士について、需要に応じた数が確保される見込みとなります。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
保育教諭・保育士	-3, 028	-2, 296	-1, 667	-720	144
幼稚園教諭	196	551	838	1, 127	1, 336

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(4) 教育・保育等を行う者の確保及び資質の向上

教育・保育等を行う者の資質向上について、次のように取り組んでいきます。

ア) 幼児期における学びの質の向上

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成するとともに、認定こども園や保育所、幼稚園等で幼児教育に携わる、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、担当部局間で連携して研修や人材育成のプログラムを実施します。

イ) 課題に応じた研修の実施

保育・教育等の現場での課題に対応できる、専門的な知識や技術を有する人材を育成するため、保育現場における事故防止、配慮の必要な子どもへの支援、子どもの権利擁護などについての研修を、市町村や関係団体と連携しながら実施します。

ウ) 保育現場におけるリーダー的職員の育成

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」は、修了した保育士等の処遇改善にもつながるものです。

引き続き、キャリアアップをめざす保育士等が自身のニーズに応じて研修を選択できるよう、研修実施機関が創意工夫により、利便性の高いオンライン実施、受講者間のネットワーク構築も可能な実地開催など、多様な研修を提供できる環境づくりを行います。

エ) 乳児等通園支援を行う者の研修体制の整備

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する全ての子どもに、安心・安全な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保証するため、国において、子育て支援員研修に新たな研修コースが創設されます。

子育て支援員研修の市町村合同実施を支援し、乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(5) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

教育・保育施設を利用する子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもについて、地域の身近な場所で、親子の相互交流の場や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するなど、安心して子育てができる環境を整備するため、担い手の確保や研修等による資質向上を図ります。

◆放課後児童対策について

放課後における子どもの居場所については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」及び国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取組を進めていきます。

- ア) 放課後児童クラブの実施主体である市町村が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」における放課後事業健全育成事業の量の見込み及びその提供体制に基づき、市町村の計画的なクラブの整備を支援し、待機児童の解消に努めます。
- イ) 放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員等資質向上研修の実施により、支援員の確保や質の向上に努めます。
- ウ) 福祉部と教育庁の連携等により、障がいがあるなど特別な支援の必要な児童を含むすべての子どもの多様な放課後の居場所づくりに努めます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(1) 児童虐待防止対策の充実

①子どもの権利擁護

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 23「子どもの権利を保障する取組の推進」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

②児童虐待の発生予防・早期発見

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 16「児童虐待の防止」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応（子ども家庭センターの体制強化等）

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 16「児童虐待の防止」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

(2) 社会的養育の充実・強化

第5章「重点施策⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備」、第4章2及び3. 18「社会的養護を必要とする子ども等に対する支援」及び第9章「都道府県社会的養育推進計画」に記載

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

第5章「重点施策⑮ひとり親家庭等への支援の充実」、第4章2及び3. 29「ひとり親家庭等の自立促進」及び第8章「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」に記載

(4) 障がい児施策の充実等

第5章「重点施策⑩障がいのある子どもへの支援の充実」、第4章2及び3. 19「障がいのある子どもへの支援の充実」に記載

7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

(1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

(2) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

子どもの保護者等が、適正かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じて公表します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載